

茨木市立いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進、 相談機能強化事業業務委託仕様書

1 業務名

茨木市立いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進、相談機能強化事業業務

2 就業場所

茨木市立各いのち・愛・ゆめセンター

3 業務の目的

地域の実情に即した創意工夫のある講座や、地域交流行事を開催し、地域住民相互の理解と交流を促進すること。また、生活面等で長期的、継続的な助言指導を必要とする対象者を支援するため、関係機関職員からなる支援方策検討会を開催し、その支援方策に基づき対象者の自立を促進することを目的とする。

さらに、当該業務を通して、様々な人権課題や福祉・教育等における地域課題を発見し、その背景要因を含めた調査・研究を行うとともに、地域交流行事や地域住民相互の支援活動等を通して、地域課題の解決に向けた、排除や忌避のない地域コミュニティの育成を図る。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 業務内容

事業の実施にあたっては、「茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例（平成11年茨木市条例第5号）」、「隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）」及び「隣保館の設置及び運営について」（平成24年4月5日厚生労働省発社援0405第5号）を踏まえ、次に定める事業を実施すること。

- (1) 地域の実情に即した創意工夫のある講座や地域交流行事を開催し、地域住民相互の理解と交流を図ること。より効果的に地域住民の交流が図られるよう休日に実施することを含む。
- (2) 市民に身近な相談に対する適切な助言等を行い、相談者の主体性を大事にしながら、課題解決に向けた支援を実施すること。また、必要に応じて家庭訪問等を行うこと。
- (3) 関係機関や専門支援員等と連携を図り、必要に応じてケース検討会や支援方策検討会を実施すること。
- (4) 関係機関と連携し、相談事例の分析・集約を行い、地域における課題を明らかにすること。
- (5) 地域交流行事や地域住民相互の支援活動等を通して、地域課題の解決に向けた、地域コミュニティの促進を図ること。

6 実施事業

- (1) 休日における地域交流行事の開催
- (2) 地域の実情に即した講習・講座等の開催
- (3) 相談業務の実施
- (4) 支援方策検討会の開催

※支援方策検討会とは、いのち・愛・ゆめセンターにおいて実施する相談事業の対象者のうち、長期的、継続的な助言指導を必要とする者に対する支援を図るため、市の関係機関や民生児童委員等で構成される会議体のこと。

- (5) 事業完了報告書（相談白書）の作成

※別紙、実施事業詳細を参照

7 事業報告

事業の実施にあたり、毎月の事業内容及び相談件数等について、翌月の 10 日までに所定の様式に基づいて報告すること。また、委託者の求めに応じて、随時、経過等について報告すること。

8 個人情報の保護と相談記録の管理

本業務の実施にあたっては、常に人権尊重の視点に立って、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。また個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利の尊重を図ることを基本に、利用目的の明示と必要最小限の収集、目的以外の使用、提供の禁止に留意し、個人情報の安全で適切な管理につとめること。

なお、受託者は、相談の内容や助言指導、情報提供の内容を記録し、適切に保管するほか、継続的な相談については、これまでの相談記録を活用し、経過等について時系列で管理すること。

9 従事者配置等

- (1) 受託者は、本業務を遂行するのに必要な経験や能力を有した従事者を配置すること。
- (2) 業務従事者は、各種研修会等を積極的に受講し、業務に必要な相談援助技術の向上に努めること。

10 その他

- (1) 受託者は、本事業に係る収支を明確にし、帳簿及び当該収支を示す書類等を整理し、かつこれらの書類一式を業務完了後、5年間保管しなければならない。また、委託者の求めに応じて、収支報告書及び領収書等証憑書類を提出又は提示すること。
- (2) 感染症の感染状況如何に関わらず事業が行えるよう、オンラインでの実施等従来の運営方法以外の手法についても検討し、その実施について委託者と協議すること。また、施設を休館して改修工事等を行う必要があるときには、委託者に協力し、事業実施ができるよう検討し、協議すること。

- (3) 対面での事業実施時には、受付時等に手指消毒・検温の実施・体調の聞き取り等感染症対策を十分講じること。
- (4) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、双方協議の上、定める。

【別紙】

実施事業詳細

(1) 休日における地域交流行事の開催

- ・地域交流行事（年1回以上）
センター及び近隣公園等で実施
親子で参加できる歌、ダンス、パフォーマンス等のステージ発表
- ・人権に関する講演会（年3回以上）
センター大会議室等で実施
様々な人権課題解決に向けた講演会等の開催
現地会場及びオンラインでの参加も可能となるよう参加者の利便性を図ること。

(2) 地域の実情に即した講習・講座等の開催

- ・1講座あたり18時間以上実施する講座を、合わせて年間72時間以上実施すること。
【1講座あたり18時間以上実施する講座の内容】
 - ・生涯学習や生活向上につながるような趣向を凝らしたテーマを設定した講座を実施するとともに、参加者同士の交流の場も適時設けることで、講座修了後も受講生の自主的な活動につなげ、さらに地域力向上のため地域人材育成につなげること。
(例) パソコン講座、手話講習会、語学講座、学習会
- ・オンラインを利用した講習・講座を企画・実施すること。

(3) 相談業務の実施

- ・年間50日以上実施（原則1日7時間以上、ただし、週の勤務で半日勤務(3.5時間)を2日以上行うことも可）すること。
- ・50日のうち24日以上は、土曜日等休日に実施すること。
- ・夜間相談については、週2日（17:00～21:00）以上で相談日を設定すること。
- ・関係機関や専門支援員等と連携し実施すること。
- ・相談者の利便性を図るため、必要に応じてオンライン（LINE等のSNSを含む）による相談にも対応すること。
- ・実施する際は、即時の返答は難しいこと、時間を決めて一定時間のやり取りになること等のやり方を定めて、相手と十分共有した上で実施すること。
- ・地域交流促進事業と連携し、相談者の掘り起こしを行うこと。
- ・相談記録を適切に台帳管理すること。

(4) 支援方策検討会の開催

- ・年5回以上実施すること
- ・事務局機能を担うこと
- ・相談に関する講演会（年2回以上）を開催すること

(5) 事業完了報告書（相談白書）の作成

- ・年1回、A4版、表裏20～30ページ程度
- ・地域交流促進事業（地域交流行事や各種講習・講座等）の実施
- ・相談内容を集約及び分析
- ・相談事例等から地域課題の見える化を図ること。
- ・相談者同士の組織化、地域課題の解決に向けた地域コミュニティの促進等についても記載すること。

※ 本業務の対象となる経費については、次のとおりとする。

- ・地域交流行事、講習・講座及び相談に関する講演会等の費用
- ・相談業務、報告書作成等業務に係る費用
- ・支援方策検討会等開催に係る費用
- ・各種事業のポスター等の作成に係る費用
- ・報告書作成に係る費用
- ・業務従事者の当該業務に係る人件費